懇談会費

法学部

法学部懇談会は法学部における教育と勉学の充実向上をはかるため、教員と学生の父母とが懇談協力し、併せて会員相互の親睦を深めることを目的とした会です。

主な事業として、地区懇談会の開催、各種奨学金制度、就職対策パソコン講習会の開催、資格取得や卒業祝賀会等への援助、会報等の発行を行っています。

地区懇談会は全国の約16ヵ所を会場として、大学側から学業成績やその他参考となる諸資料を持参して、出席されたご父母に直接手渡し、大学の近況、教務関係、学生関係、就職関係等についてそれぞれ説明し、質問や意見要望等について話し合います。個人面談ではより深く懇談していただけます。意見要望等は帰学後十分検討し、今後の教育の充実向上に生かしていく仕組みです。

諸活動推進のため、ご父母各位のご協力をお願いいたします。

名城大学法学部懇談会規約(抜粋)

第5条

本会は下記の者をもって組織する。

- 1. 普通会員…本学法学部の教員および学生の父母(または父母相当者)。
- 2. 賛助会員…本会の趣旨に賛成する者。

第6条

会員は、別に定めるところにより、会費を納めるものとする。

別表

普通会員 父母	50,000 円
---------	----------

経営学部

名城大学経営学部懇談会は、経営学部における教育と勉学の充実向上をはかるために、教員と学生の保護者とが懇談協力することを目的としています。この目的を達成するために、地区懇談会の開催および懇談会会報を発行しています。新入生歓迎会・卒業祝賀会・就職活動・各種資格取得・国際フィールドワーク・学生ゼミナール活動などへの援助を行っています。

会費は、これらの事業を達成するための経費でありますので、保護者の皆さま全員の納入をお願いいたします。

名城大学経営学部懇談会規約(抜粋)

第5条

本会は下記の者をもって組織する。

- 1. 普通会員…本学経営学部の教員および学生の父母(または父母相当者)。
- 2. 賛助会員…本会の趣旨に賛成する者。

第13条

会員は、別に定めるところにより、会費を納めるものとする。

別表

普通会員 父母 4 年間	50,000 円
--------------	----------

経済学部

名城大学経済学部懇談会は、経済学部における教育と勉学の充実向上をはかるために、教員と学生の父母とが懇談協力することを目的としています。この目的を達成するために、地区懇談会の開催、新入生歓迎行事(デイハイク)、資格取得、卒業祝賀会、専門ゼミナール、社会フィールドワーク等課外活動への援助、懇談会会報の作成などの事業を行っています。

会費は、これらの事業を達成するための経費でありますので、父母の皆様全員の納入をお願いいたします。

名城大学経済学部懇談会規約(抜粋)

第5条

本会は次のうち会費を納めた者をもって組織する。

- 1. 普通会員…本学経済学部の教員および学生の保護者。
- 2. 賛助会員…本会の趣旨に賛成する者。

第14条

会員は、別に定めるところにより、会費を納めるものとする。

別表 (第14条関係)抜粋

年額12,500円(50,000円を入学時一括納入)

外国語学部

名城大学外国語学部懇談会は外国語学部の専任教員・学生の保護者を会員とする団体です。本会は、外国語学部における教育と勉学の充実、向上をはかるため、教員と学生の保護者とが懇談協力し、併せて会員相互の親睦を深めることを目的としています。

- この目的を達成するため、次のような事業を行います。
- (1)教育と勉学の充実、向上にかかる経費の援助
- (2)新入生歓迎会、卒業祝賀会の実施支援
- (3)保護者説明会、保護者懇談会の実施支援
- (4)会報誌の発行

懇談会費	(ご子弟在籍中)
2 M EV 3D	
300 5W 7T 18	

50,000 円